

令和 2 年

第 15 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和2年 第15回 **定例**・臨時委員会 議事録

委 員 会 日 程		会 場
開会日時	令和2年12月24日 午前・ 後 2時30分	佐渡島開発総合センター 2階 第3会議室
閉会日時	令和2年12月24日 午前・ 後 3時15分	
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分	
出席者	欠席委員	会議録署名委員
教育長 渡邊 尚人		仲川 正道
1番委員 仲川 正道		中村 友子
2番委員 中村 友子		
	3番委員 信田 恵子	
4番委員 池 典比古		
説 明 の た め 出 席 し た 職 員		
教育総務課 課長 坂田 和三 課長補佐 高野 久之 総務係長 飯田 誠	社会教育課 課長 市橋 秀紀	
学校教育課 管理主事 森 和人 課長補佐 土屋 一裕	世界遺産推進課 課長 下谷 徹 文化財室長 岩崎 成正 文化財保護係学芸員 市橋 弥生	
傍 聴 人	有 無	
報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり	

会 議 で 行 っ た 選 挙 の 結 果
なし

会議に付議した事件の題目	
議案第 63 号	佐渡市文化財保護審議会への諮問について
議案第 64 号	佐渡市学校運営協議会委員の辞任について
議案第 65 号	佐渡市教育委員会職員の人事異動について
議案第 66 号	佐渡市教育委員会職員の分限処分について
報告事項	1 学校情報について 2 佐渡市立中学校修学旅行キャンセル料等補助金について 3 佐渡文化財団について 4 その他
次回会議開催日	
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数	
なし	
請願、陳情	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項	
特になし	

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<p>◎本定例教育委員会は、午後 2 時 30 分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今から令和 2 年第 15 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・ 初めに、日程第 1 「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、仲川委員と中村委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。 ・ 日程第 2、議案第 63 号「佐渡市文化財保護審議会への諮問について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 下谷世界遺産推進課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年第 14 回の佐渡市教育委員会において報告させていただいた秋津の菅笠生産技術の佐渡市文化財への指定について、保存団体の秋津菅笠技術保存会より文化財指定への申請がありました。 ・ つきましては、秋津の菅笠生産技術を佐渡市文化財保護条例第 25 条の規定に基づき、別紙のとおり佐渡市文化財保護審議会へ諮問したいので、議決を求めるものです。 ・ 秋津の菅笠生産技術について、菅笠は日本で古くから使われていまして、雨よけや日よけの道具として利用されましたが、佐渡におきましては農業、漁業の際などの労働のときのかぶりものとして主に利用されています。特に佐渡の中では、生産地として秋津が古くから知られていました。 ・ 秋津の菅笠の歴史については、江戸時代の宝暦 6 年、1756 年に編纂された「佐渡四民風俗」という書物に「菅笠を多くこしらえ、売り出し」という記述があります。秋津では、水田に不向きな日陰の土地、田んぼを菅田として生産し、住宅、家の周りには竹を生産するなどして菅笠の材料を地元でも栽培していました。笠の骨格部分は男の方の仕事で、手の早い方だと 1 日に 30 個ぐらい作ったということです。笠を売る仕事は、女性の仕事とされてきました。秋津には菅笠を卸売する業者もいて、その業者を通して佐渡全域に販売されていたようです。しかし、昭和 30 年代以降の高度経済成長の時代になりますと、手作りしていた生活用品が大量生産による既製品へと移り変わりました。それに伴い、秋津の菅笠の技術につきましても、需要が減り、消滅の危機にありました。ある意味、佐渡の民俗文化の危機の一つでもありましたが、近年に入り、こうした事態を憂いた秋津地区の有志の方々が数少ない菅笠の製造技術を後世に残そうと保存会を作り、現在まで数少ない伝承者の方から学びながら製作を学んでいるという状態です
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 下谷世界遺産推進課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対して質問、ご意見ありましたらお願いします。 ・ 文化財指定について、異論はございません。保存会にとって製作技術が文化財に指定されることによるメリットは何でしょうか。 ・ 菅笠を作る技術というのは、私ども文化財の形で指定させてもらいたいと思っているのですが、菅笠を使う文化、例えば作業の際に漁師などが菅笠

<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 岩崎文化財室長 	<p>をかぶりますが、身につける民俗文化そのものも、菅笠を作る技術がなくなり、使わないことでなくなりますので、そういった部分を含めて秋津の方々は佐渡の民俗文化の一つを守るといふことと、それから地域の歴史の重要な部分なのですから、それを何とかして守っていきたい、そういう気持ちでもあると思っています。文化、それから地域の歴史を後世につなげる、そういったメリットがあると私どもは判断しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化伝承のための経済的な支援も考えられるわけですか。 ・ 佐渡市の指定文化財になった場合の補助制度自体はあります。それについては、記録作成として、新たにしっかりした詳しい記録を残すといったところに支援できますが、材料自体の支援などはございません。その団体に対する支援という形では支援制度はあります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にございませんか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ これより採決いたします。 ・ 本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第 63 号「佐渡市文化財保護審議会への諮問について」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、議案第 64 号から議案第 66 号まで及び報告事項 1 は、人事及び個人情報に関する内容が含まれていることから、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ 議案第 64 号、議案第 65 号、議案第 66 号及び報告事項 1 につきましては、秘密会とすることといたします。
	<p>【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 64 号「佐渡市学校運営協議会委員の辞任について」、土屋学校教育課長補佐から説明する。 ・ 議案第 65 号「佐渡市教育委員会職員の人事異動について」、坂田教育総務課長から説明する。 ・ 議案第 66 号「佐渡市教育委員会職員の分限処分について」、坂田教育総務課長から説明する。 <p>【以上の議案については、原案どおり可決された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項 1 「学校情報について」、森管理主事から説明する。 <p>【以上の報告については、質疑を経て終了する。】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 土屋学校教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項 2 「佐渡市立中学校修学旅行キャンセル料等補助金について」、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p>

<p>育課長補佐</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 仲川委員</p> <p>・ 土屋学校教育課長補佐</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 委員全員</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 市橋社会教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本補助金については、新型コロナウイルス感染拡大が収束しない中、今春4月以降に計画されていた修学旅行を中止あるいは日程、行き先を変更したことに伴いキャンセル料が発生した生徒の保護者に対して、そのキャンセル料を補助し、負担の軽減を図るものです。対象とする期間は、令和2年4月から令和3年3月までとしています。現在、補助金額につきましては10月の時点で調査を行い、確定しています。 ・ なお、事務につきましては所属校の校長に委任して行うことにしており、年度内に全ての事務を終える予定です。 ・ ただ今の説明に対して質問、ご意見ございましたらお願いします。 ・ 令和2年度に限定して要綱ができたということですが、具体的に何件の申請があったのですか。 ・ 現在、要綱は策定中ですので、申請はまだですが、調査を行いまして、中止が6校、変更してキャンセル料が発生した学校が1校と、計7校について補助する予定です。 ・ 他に質問ございますか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 次に、報告事項3「佐渡文化財団について」、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財団の今年度事業は、今年3月の当初予算の議会で否決されました。前年と同じ内容だったため否決をされたという経緯です。今年の6月議会には、最低限の1,000万円の予算をお願いして通ったのですが、その理由としては、市長から文化財団については佐渡市に本当に必要かどうかを検討しなさい、という命令が出まして、議会にもそれを伝えまして、6月議会のときに文化財団の必要性を議論しますと。今年1年、その議論の結果を議会に報告しまして、今年度については、6月議会で約1,000万円、ほとんどが人件費ですが、予算をいただきました。 ・ 一般財団法人佐渡文化財団に関する検討会では、新潟大学名誉教授の池田哲夫先生を座長とする8人のメンバーで文化財団の必要性、問題点がどういふところにあつたのかを検討しました。検討の回数は4回で、第1回の8月19日から第4回の11月25日まで、内容を精査していただきました。 ・ そして、令和2年12月7日に座長から市長に答申が出ました。これは、社会教育課で内容をしっかり精査したものではなく、委員会から出された内容ということで、社会教育課では中身の確認をしている最中なので、回答の説明はしていません。目次には、1番「これまでの背景と財団の取組」、2番「文化財団に求められる独自性」、3番「問題点の整理」、4番「文化財団の必要性」、5番「文化財団の在り方（方向性）と具体的方策」という形で検討されております。 ・ 5ページの3番の文化財団の「問題点の整理」では、議会及び監査の内容と、文化財団の全体の中の事務局、役員がどうだったかということが書か
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 事務局 ・ 渡邊教育長 	<p>れておりますし、8ページには庁内の連携は悪いということが書かれています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8ページの4番「文化財団の必要性」というところから9ページには、「しかし、一つひとつの活動を通して確実に文化振興に関わる人々との出会いが広がり、信頼関係が構築されつつあり、課題解決に向かう使命感は高まっていると考える。以上から、文化財団を存続することが必要と当検討会は考える。」という報告が出されております。 ・ そして、5番「文化財団の在り方（方向性）と具体的方策」では、文化財団の組織体制、事業内容はどうかという、委員会からの答申、意見が出されております。社会教育課ではこの内容をもう一度理解、分析して、本当にこれでいいのか、市の支援ができるのかを検討しなくてはならないということで、11月8日から佐渡市で検討するチームをつくりました。今まで庁内での多くの関係課があるのに、あまり情報が共有されていなかったということを課題として考えておりますので、今回、副市長、教育長、企画課長、総務課長、地域振興課長、観光課長、文化財関係も入り、世界遺産推進課長、社会教育課長が、その中身の検討と、本当に佐渡市にとって必要かというところを今検討している最中で、1月に議会に報告をする予定ですが、一度検討会議で検討したものを教育委員会で説明をさせていただきます。我々の方も早く方向性を出す形で考えておりますし、教育委員会でも案を示してまいりたいと思いますし、教育委員会で練らせてもらいます。そして、最後に市長の判断になっていくかと思っておりますので、よろしく願いいたします。 ・ ただ今の説明に対して質問、ご意見ありましたらお願いします。 ・ 報告資料ありがとうございました。後でゆっくりと隔々まで読ませていただきます。 ・ 検討会のメンバーには、この文化財団の設立に関わった方もおられます。恐らくそういう方々は、このたびの不祥事というか、不手際について、本当に歯がゆい思いで見られていたと思います。今回結論的なものとして、存続が必要だが条件がある、という結論かと思っておりますが、そのような結論を出したことには重みがあると考えます。ゆっくり読ませてもらって、後で意見を言わせていただきたいと思っております。 ・ 庁内の検討が終わった結果をまた教育委員会にお諮りするという形になります。その時までしっかりと読んでいただきたいと思っています。 ・ 他にいかがでしょうか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 次に、4番、その他になります。 ・ 事務局から何かございますか。 ・ 発言なし ・ その他、委員の皆様から何かございますか。
---	---

<ul style="list-style-type: none">・委員全員・渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none">・ 発言なし・ 日程第 6、報告事項はこれで終了いたします。・ 日程第 7、次回会議の開催日について事務局の説明を求めます。 <p>【次回の会議は、1 月 26 日（火）に定例会を開催したい旨を説明した。】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 以上で令和 2 年第 15 回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後 3 時 15 分終了</p>
--	---